

担当部局名：内閣府 食品安全委員会事務局

評価実施時期：平成21年8月

施策名	食品の安全性の確保 【実績評価方式】	政策体系上の位置付け 食品安全政策
<p>施策の概要</p>	<p>ア 食品安全基本法に規定する基本的事項のフォローアップ 食品安全基本法第11条から第20条までに定める基本的な方針を具体化するために、必要な措置の実施に関する基本的事項（「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成16年1月16日閣議決定。）について、毎年度、実施状況のフォローアップを実施する。</p> <p>イ 食品健康影響評価技術研究の推進 科学を基本とするリスク評価の推進のため、あらかじめ研究領域を設定し公募を行う「研究領域設定型」の競争的研究資金制度により、リスク評価に関するガイドライン・評価基準の策定等に資する研究として、大学や試験研究機関等に属する主任研究者に委託して実施する。</p> <p>ウ 食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションの推進 国民の関心の高い事項等について、厚生労働省、農林水産省等と連携しつつ、関係者との間で情報の共有や意見の交換を行うとともに、ホームページ、メールマガジン、パンフレット、季刊誌等を通じた情報発信を行う。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（総合的評価） 基本的事項のフォローアップは、平成20年度においても実施することができた。また、食品健康影響評価技術研究の評価結果や意見交換会の参加者の「理解が増進した者」及び「意見交換会に満足した者」の割合は、目標以上の成果を達成することができた。一方、メールマガジンの登録者数については、目標にわずかに達しなかったが、登録者数自体は増加しており、達成に向けて進展があったといえる。</p> <p>（必要性） 食品流通の国際化等の国民の食生活を取り巻く状況の変化、BSE等の食の安全を脅かす事件の発生、食の安全には「絶対」はなく、リスクの存在を前提に科学的な評価を行い、適切な管理をするという考え方（リスク分析）の一般化等の情勢の変化を踏まえ、平成15年に食品安全基本法（平成15年法律第48号）が制定され、新しい食品安全行政の枠組みが導入された。また、同年7月1日に、リスク管理機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価（リスク評価）を行う機関として、食品安全委員会が設置された。 食品安全基本法第6条において、「食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する」ことは国の責務であるとされており、同法第23条第1項各号の規定に基づき、食品安全委員会は、 ・適切にリスク管理を行い、食品安全を確保するための基礎となるリスク評価を実施すること、 ・リスク評価手法の開発などリスク評価を実施するための科学的知見の充実に必要な研究を実施すること、 ・国民の意見を反映するとともに、公正性及び透明性を確保するための関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）を企画・実施すること 等を行う必要がある。</p> <p>（有効性） ア 食品安全基本法に規定する基本的事項のフォローアップ 基本的事項の記載事項の実施状況を確認した結果、関係府省において食品の安全性の確保のための措置がとられていることが確認された。</p> <p>イ 食品健康影響評価技術研究の推進 平成20年度に実施することとされていた23課題のうち、研究期間が平成21年度以降に及ぶ16課題については中間評価の結果、すべての研究課題が平均評価点3以上とされ、平成21年度において研究を継続実施している。平成20年度に研究期間が終了した7課題については事後評価の結果、すべての研究課題が平均評価点3以上とされ、目標を上回る研究成果を得ており、今後、リスク評価に関するガイドライン・評価基準の策定等や新たな科学的知見として活用される予定であり、信頼性の高いリスク評価の実現やリスク評価の迅速化を図る上で有効であった。</p> <p>ウ 食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションの推進 食品安全委員会では、リスクコミュニケーション専門調査会がとりまとめた「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」（平成20年8月食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会）に沿って、参加者の相互理解が円滑に進むように十分配慮を行うなど、きめ細かいリスクコミュニケーションを実施している。その結果、平成20年度は、達成目標のとおり、意見交換会の参加者の84.2%が評価書の内容に対して「理解が増進した」、73.7%が意見交換会の内容に「満足した」としており、これらの取組は、極めて有効である。メールマガジンの登録者数は、目標値にはわずかに及ばないものの、より多くの方への情報提供を行えている。</p>	

(効率性)

食品健康影響評価技術研究の推進については、研究受託者に対する実地指導を実施し、研究費の適切な執行を図っており、食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションのための意見交換会実施のための業者の選定に当たっては、一般競争入札を行うことにより効率性の確保に努めた。

(反映の方向性)

基本的事項のフォローアップについては、基本的事項の策定に関する事務が消費者庁に移管されることを踏まえ、効率的なフォローアップのあり方を検討する。

食品健康影響評価技術研究については、リスク評価の効率化に必要な研究を一層推進するため、研究の委託に係る予算の拡充を要求するとともに、応募者の範囲の拡大に努める。

食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションについては、よりきめ細かいリスクコミュニケーションの実施のための予算の拡充を要求するとともに、メールマガジンの登録の更なる促進を図る。

また、食品安全委員会においては、平成20年7月に設立5周年という節目を迎えたことを機に、これまでの実績を総括し、委員会の業務の改善を図るための検討を行い、平成21年3月26日に開催された第279回食品安全委員会合会において、「食品安全委員会の改善に向けて」を取りまとめた。今後は、取りまとめられた改善方策を着実に実施するとともに、必要な予算要求等に反映する。

【達成目標、達成状況、実績値、達成目標の設定の考え方】

達成目標 (平成20年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方
		19年度	20年度	
ア 食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項のフォローアップ	達成できた	実施	実施	基本的事項の記載事項の実施状況を確認することにより、基本的事項のフォローアップを実施することを目標値として設定した。
イー① 実施要領に定める事後評価結果	目標以上の成果を達成できた	—	100%	個々の技術研究においては研究目標が達成できない場合があることを踏まえ、事後評価結果において、概ね目標を達成したと認められる評価点の研究課題が過半を超えていることを目標値として設定した。
イー② 実施要領に定める中間評価結果	目標以上の成果を達成できた	—	100%	個々の技術研究においては研究目標が達成できない場合があることを踏まえ、中間評価結果において、概ね目標を達成したと認められる評価点の研究課題が過半を超えていることを目標値として設定した。
ウー① 食品健康影響評価の内容に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査において、「内容について理解度が増進した者」の割合	目標以上の成果を達成できた	53.4%	84.2%	過去に食品安全委員会が開催した意見交換会におけるアンケート調査において、説明内容について理解が深まったとする者の割合は平均で約40%であったことから、意見交換会において、リスク分析の考え方や食品安全委員会の活動について分かりやすい情報の提供に努めることにより、「リスク分析の考え方や食品安全委員会の活動についての理解が増進した者の割合」が50%以上となることを目標値として設定した。
ウー② 食品健康影響評価の内容に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査において、「意見交換会に満足した者」の割合	目標以上の成果を達成できた	—	73.7%	相互理解を深める新たな手法の導入や円滑な意見交換会の運営は、リスクコミュニケーションを推進する上で重要な要素である。このような取組により、「意見交換会に満足した者」の割合が50%以上となることを目標値として設定した。
ウー③ 年度末におけるメールマガジンの登録者数（対前年度末に対する増加率）	達成に向けて進展があった	36.60%	19.1%	リスクコミュニケーションの推進においては、リスク分析の考え方を理解した上で、食品の安全性について考えることができる関係者が増加することが重要であり、地方も含めた全体的な評価を行うに当たっては、メールマガジンの登録者数を測定指標とすることが有効と考えられるため、メールマガジンの登録者数の増加率が20%以上となることを目標値として設定した。